

再エネ業務管理システムの 不正閲覧事案について

資源エネルギー庁

2023年3月2日

みなし小売電気事業者による再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について

- 再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、再エネ業務管理システムを構築。各事業者等に対し、当該事業者等が再エネ特措法に基づき行う業務に必要な範囲内の情報閲覧を許容している。2017年の法改正により送配電買取となったことから2018年8月から**各一般送配電事業者には供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与**。同時に、再エネ特措法により、一般送配電事業者に対し、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止。
- 経済産業省としては、**各社に対する報告徴収の結果を踏まえ、必要な措置を検討していくとともに、一般送配電事業者の情報管理のあり方や再エネ業務管理システムの運用のあり方**についても、**十分に検証をし、再発防止を徹底する**。

【今回の事案概要】

- 2月3日（金）**：東京電力パワーグリッド(株)（以下「東電PG」）から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー(株)（以下「東電EP」）の一部社員が利用し、**認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡**が資源エネルギー庁に対してあり、**当該事案が判明**。
- 2月6日（月）**：更なる情報漏えい防止のため、**全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止**。
- 2月10日（金）**：**東電PG、東電EP及び他の全ての一般送配電事業者に対して、再エネ特措法第52条第1項に基づく報告徴収を実施**。
- 2月16日（木）**：**同日までに、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者で同様の事案が発生したことが判明**。
各社（みなし小売含む。）に対して事案の詳細を調査するため、**更なる報告徴収を実施**。
- 2月24日（金）**：同日までに全ての報告徴収に対する回答が接到。

（参考）報告徴収に関する経済産業省プレスリリース①（抜粋・下線追記）

東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社、その他全ての一般送配電事業者に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました（2023年2月10日）

経済産業省が、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電PG」）に付与していた「再エネ業務管理システム」のアカウントを、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」）の一部の社員が使用し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定事業者の情報の一部が閲覧していたおそれがある事案がありました。本件について、個人情報漏えいのおそれがあることが判明したことから、本日、東電PG及び東電EPに対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項の規定に基づく報告を求めるとともに、同様の事案がないかについて、その他全ての一般送配電事業者に対して報告を求めました。

（2023年2月10日付 経済産業省プレスリリースから作成 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210003/20230210003.html>）

九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び中部電力パワーグリッド株式会社に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました（2023年2月14日）

2月13日（月曜日）に、九州電力から、九州電力送配電に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、九州電力の一部社員が利用し、認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡がありました。

また、2月14日（火曜日）に、中部電力ミライズから、中部電力PGに対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、中部電力ミライズの一部社員が利用し、認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡がありました。

実態把握のため、本日、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項の規定に基づき、中部電力ミライズ及び九州電力に対して報告するよう求めるとともに、中部電力パワーグリッド及び九州電力送配電に対して、2月10日（金曜日）に報告を求めていた（※3）事項に加え、本件に関する詳細な経緯等について追加的な報告を求めました。

当省としては、報告を踏まえた実態把握を進めるとともに、今後、このような事態が生じないよう、再発防止を徹底してまいります。

（2023年2月14日付 経済産業省プレスリリースから作成 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230214006/20230214006.html>） 2

(参考) 報告徴収に関する経済産業省プレスリリース② (抜粋・下線追記)

みなし小売電気事業者6社、一般送配電事業者6社及び沖縄電力に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました（2023年2月16日）

2月15日（水曜日）に、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び四国電力株式会社それぞれから、また、2月16日（木曜日）に、中国電力株式会社及び沖縄電力株式会社から、各一般送配電事業者（沖縄電力については送配電部門）に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、上記みなし小売電気事業者6社及び沖縄電力（小売部門）の各社の一部社員が利用し、認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡がありました。

実態把握のため、本日、再エネ特措法第52条第1項の規定に基づき、みなし小売電気事業者6社に対して報告するよう求めるとともに、一般送配電事業者6社及び沖縄電力株式会社に対して、2月10日（金曜日）に報告を求めていた事項に加え、本件に関する詳細な経緯等について追加的な報告を求めました。

当省としては、報告を踏まえた実態把握を進めるとともに、今後、このような事態が生じないよう、再発防止を徹底してまいります。

（2023年2月16日付 経済産業省プレスリリースから作成 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230216001/20230216001.html>）

(参考) 報告徴収に関する電力会社プレスリリース (例)

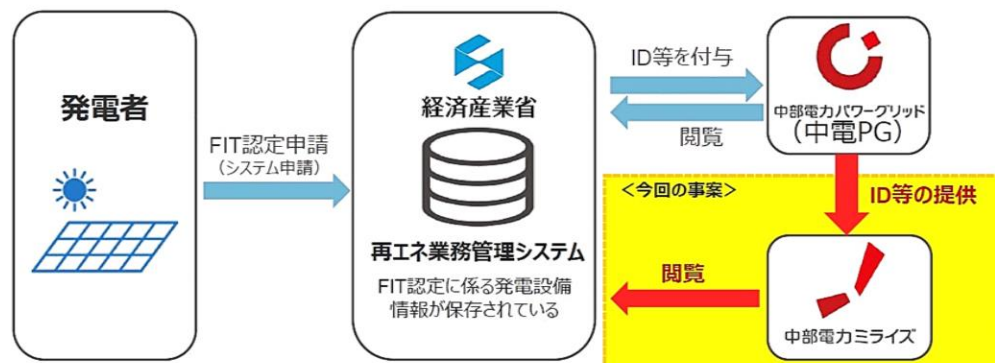
【2023年2月17日付東京電力パワーグリッド株式会社プレスリリースの概要】

- ✓ 東京電力パワーグリッド株式会社 (以下「東電PG」) は、2月2日、再エネ業務管理システムの同社専用IDおよびパスワード(以下「ID等」)を、東京電力エナジーパートナー株式会社 (以下、「東電EP」) の一部社員に提供していたことを確認。関係者へのヒアリングやアンケート、当該システムへのアクセスログ解析等の調査を実施した結果、本事案の他に、東電PG社員および東電PG100%子会社であるテプコ・ソリューション・アドバンス株式会社社員において、第三者へのID等の提供を新たに確認。
- ✓ 東電PGにて把握した事案：
 - ・ 東電EPによる非課税事業者の確認を目的にID等を提供した事案
 - ・ 東電EP側の交付金申請エラーの確認を目的にID等を提供した事案

【2023年2月21日付中部電力ミライズ株式会社プレスリリースの概要】

- ✓ 中部電力ミライズ株式会社は、今回の調査において、発電者との契約開始や契約内容の変更があった際に、同社への申込内容と国の認定情報との相違点の有無を確認することや、国からFIT制度の交付金申請が不受理となったとの連絡があった場合の原因の究明、発電者からの問い合わせ対応のために、中部電力パワーグリッド株式会社の保有するID・パスワードを用いて、再エネ業務管理システムを閲覧、情報を使用していたことを確認。
- ✓ これまでの調査において、他の小売事業者が契約する発電設備の認定情報を使用した事実は確認されていない。

- 再エネ業務管理システム (以下、「当該システム」) は、FIT認定に係る発電設備情報を管理する経済産業省が保有するシステムです。
- 当該システムには、一般送配電事業者の供給区域の設備情報や設置者情報等の認定情報が掲載されており、一般送配電事業者にのみアクセス権が付与 (IDおよびパスワード〔以下、ID等〕が交付) されました。
- 当社は、本来一般送配電事業者のみで利用されるべき当該システムを、当社のFIT買取契約の内容確認のために不適切に閲覧し情報を使用しておりました。



※各社プレスリリース資料から抜粋

再エネ特措法に係る情報管理

- 新電力の顧客情報ではなく、再エネ特措法に基づき一般送配電事業者が行う業務に関する小売部門から閲覧可能になっていた例が報告されている。
- 北陸電力送配電からは、電力・ガス取引監視等委員会の緊急点検依頼に対し、特定契約に基づく送配電買取実施に係る情報が、営業システムのマスキング漏れによって北陸電力側から閲覧可能であったとの報告があった。(ただし、アクセスログの解析の結果、北陸電力社員からの意図的な閲覧は確認されなかった)
- 2月10日、資源エネルギー庁は、同庁が運営する再エネ業務管理システムに関して一般送配電事業者が付与していたID、パスワードを関係小売電気事業者が利用し、再エネ特措法の認定事業者の情報を閲覧していた事案を公表。同庁は当該関係事業者に対して報告徴収を実施するとともに、他の全ての一般送配電事業者に対して、同様の事案がないか調査し報告を指示。※

※詳細は、資源エネルギー庁によるプレスリリース参照。

「東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社、その他全ての一般送配電事業者に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました」(2023年2月10日)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210003/20230210003.html>

※電気事業法第23条第1項第2号において、一般送配電事業者は、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならないこととされている。また、再エネ特措法第19条において、一般送配電事業者が特定契約等に基づく再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た情報を目的外利用することを禁じている。

（参考）電力ガス取引監視等委員会における議論

経済産業省による緊急指示

- 2月10日、経済産業省は、今般の一般送配電事業者による情報漏えい等の不適切事案を踏まえ、一般送配電事業者に対し、事業の中立性・信頼性を確保するため、所要の措置をとるよう緊急指示を実施。

各一般送配電事業者に対して一般送配電事業における中立性・信頼性確保のための対応について緊急指示を行いました（2023年2月10日）

1. 概要

今般、一般送配電事業者が管理する託送システムにおいて新電力の顧客情報が特定関係事業者から閲覧可能な状態に置かれていた事案や、一般送配電事業者の保有情報の不適切取扱い事案といった、電力システムにおける不可欠な基盤である一般送配電事業の中立性に懸念を生じさせる事案が発生しました。こうした中において、一般送配電事業者の中立性を確保し、信頼性を確保するためには、法令等遵守の確実性を高めるための新たな対応が必要であり、一般送配電事業の健全性確保の観点から、各一般送配電事業者に対して以下のとおり指示を行いました。

2. 指示内容

- （1）一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守に万全を期すため、情報システムのアクセスログの定期的な解析等の必要な取組を実行すること。
- （2）法令等遵守の確実性に関する複層的、定期的な検証や実行組織・体制の整備等、法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備をすること。

3. 今後について

上記2. について、本年3月17日（金曜日）にそれまでの進捗状況を報告すること及び、その後も、資源エネルギー庁電力・ガス事業部によるフォローアップに対応することを求めました。
また、2.（2）で整備する組織・体制、仕組みを高度化するため、外部専門家によるチェック体制の構築を含め更なる取組を継続することを併せて求めました。

（2023年2月10日付 経済産業省プレスリリースから作成）

(参考) 一般送配電事業者の禁止行為 (目的外利用の禁止)

- 再エネ特措法上、一般送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づく供給に関して知り得た認定事業者等に関する情報を、当該供給に係る業務などの業務の用に供する目的以外のために利用、提供することは禁じられている (第19条第1項第1号)。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号) (抄)

(禁止行為等)

第十九条 一般送配電事業者及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給 (電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。) 又は電力量調整供給 (同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。) の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 (略)

2・3 (略)